

# 支援費制度の仕組み



わからないことがあるときは、  
市町村の窓口（※）に  
相談してください。

※市役所・区役所・町役場・  
村役場・福祉事務所



本人

※本人の手続きは赤い線  
か  
書いてあります。

①支援費の申し込み

②支援費の決定

③契約

④サービス提供

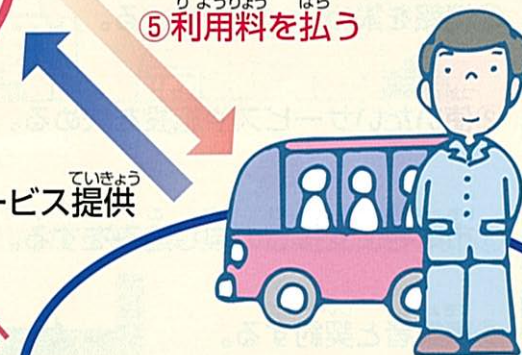
⑤利用料を払う

⑥支援費の請求

⑦支援費の支払い



市町村



事業者・施設  
(サービスを行うところ)

質問

現在、施設に入っている人はどうすればよいのでしょうか？

答え

あなたが、平成15年4月に施設に入っている場合は、平成16年3月までの間に、市町村に支援費の申し込みをしてください。

質問

支援費制度になったら、障害の重い人がサービスを利用できなくなりますか？

答え

市町村は、事業者・施設と連絡をとって、障害の重い人も、あなたの希望するサービスが受けられるよう話し合います。したがって、障害の重い人がサービスを利用できなくなることはありません。